大潟村役場からのお知らせ

令和3年2月8日

"公共施設の利用を変更します"

国では10都府県に対する緊急事態宣言を延長しましたが、秋田中央保健所管内での感染状況から、村では、公共施設の利用を次のとおりとします。

ただし、利用に際しては、感染対策を徹底してください。

また、緊急事態宣言が延長された地域との往来は、仕事や試験、冠婚葬祭など 真にやむを得ない場合を除き避けていただき、その他の地域との往来についても、 状況に注意し慎重に判断してください。

ご不便をおかけしますが、引き続きご協力をお願いいたします。

期 間:2月8日(月)~3月7日(日)

対象施設:ふれあい健康館・村民センター

公民館 · 体育館

利用内容:利用者は県民まで

利用時間は午後9時まで

※村内飲食店等については、午後9時までの時短営業 をお願いしています。

◆ 感染防止対策 ◆

会議やイベント、事業などを行う際は、次の感染防止対策を徹底 することを前提として、実施について判断してください。

- 1) 食事や運動中以外は、マスクを着用します。
- 2) 消毒液を必要な箇所に準備し、手指消毒を徹底します。
- 3) 検温を実施して記録に残し、37.5度以上の方や体調不良の方の利用を遠慮していただきます。
- 4) 状況に合わせてこまめに換気します。
- 5) ソーシャルディスタンス (1 m以上) を確保します。
- 6) 長時間の利用を避け、2時間以内とします。

裏面もご覧ください。

*** 5つの場面は要注意 ***

声が大きくなったり、マスクをしないことによる飛沫感染、共用の部屋や物の使用による接触感染により、次の「5つの場面」では、感染リスクが高まりますので、特にご注意願います。

- 1. 飲酒を伴う懇親会等
- 2. 大人数や長時間に及ぶ飲食
- 3. マスクなしでの会話
- 4. 狭い空間での共同生活
- 5. 居場所の切り替わり(休憩室・喫煙所・更衣室など)

*** 発熱などの症状がでたら ***

- 1)「かかりつけ医」に必ず電話で相談してください。「かかりつけ医」がいない時は、「あきた新型コロナ受診相談センター」に電話してください。
- 2) 症状に応じて、診療・検査が可能な医療機関が紹介されます。
- 3) 医療機関に電話で連絡して、指示に従って診療・検査を受けてください。
- ◆あきた新型コロナ受診相談センター (毎日受付)

2 4 時間受付: 0 1 8 - 8 6 6 - 7 0 5 0

8時~17時:018-895-9176

0.570 - 0.11 - 567

* * * 感染者への誹謗・中傷は絶対にやめましょう * * *

日頃から感染対策を万全にしていても感染してしまう可能性があり、村でも誰が感染してもおかしくない状況です。村内、村外にかかわらず、感染者やその家族などを誹謗・中傷することは絶対にやめましょう。

また、県や保健所への感染者に関するお問い合わせも行わないように、お 願いいたします。

*** ご協力をお願いします ***

今後、国・県の感染状況などによって、ご協力いただく内容が変わりますので、 村の提供する情報にご留意ください。

お問い合わせは

【大潟村新型コロナウイルス感染症対策本部】

住民生活課 TEL. 45-2114

大潟村診療所 TEL. 45-2333

大潟村保健センター TEL. 45-2613